後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

◆新しい保険証に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限が、平成23年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら古い保険証は、役場保健福祉課福祉係または各支所まで返還してください。

○新しい保険証の有効期限は、平成25年７月31日までです。
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場保健福祉課福祉係までお申し出ください。
○今回から、裏面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

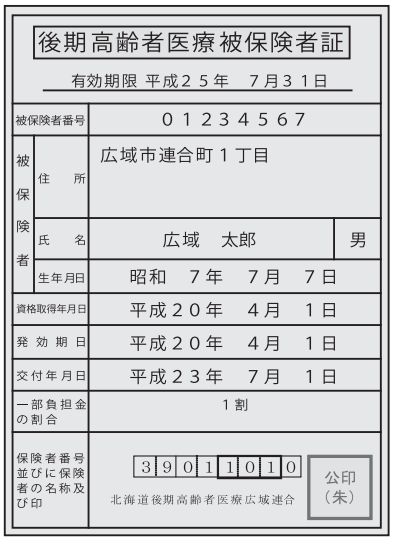

後期高齢者医療被保険者証			
有効期限 平成２５年　７月３１日			
被保険者番号		０１２３４５６７	
被保険者	住　所	広域市連合町１丁目	
	氏　名	広域　太郎	男
	生年月日	昭和　７年　７月　７日	
資格取得年月日		平成２０年　４月　１日	
発効期日		平成２０年　４月　１日	
交付年月日		平成２３年　７月　１日	
一部負担金の割合		１割	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		3 9 0 1 1 0 1 0 北海道後期高齢者医療広域連合	公印（朱）

保険証の色は黄色のまま変わりません

◆医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により１割（一般）と３割（現役並み所得者）に分かれます。

『一般』の方
窓口負担　１割

『現役並み所得者』の方
窓口負担　３割

～「現役並み所得者」について～
「現役並み所得者」とは、所得の基準で下記の①を超える場合をいいます。

① 所得の基準	住民税課税所得	145万円

※ただし、収入の額が下記の②のいずれかの金額未満の場合は、役場保健福祉課福祉係へ申請し認定を受けると、原則申請の翌月１日から１割負担になります。

② 収入の基準	被保険者が１人の世帯　【当該被保険者の収入額】	383万円
	被保険者が１人で、同一世帯に70～74歳の方がいる世帯 【当該被保険者及び同一世帯に属する70歳～74歳の方の合計収入額】	520万円
	被保険者が複数いる世帯　【同一世帯の被保険者の合計収入額】	520万円